

■ 春の引っ越しシーズンに向けて異動の届け出

手続きはお早めに

進学や就職、転勤などで引っ越しをしたときは届け出や手続きが必要です。引っ越しに伴う住民異動手続きなどについてお知らせします。

市民課 ☎(88)9134

住民異動などの届け出一覧

市役所1階の総合案内で、手続きについてご案内しますのでお気軽にお声掛けください。この時期は窓口が大変混雑しますので、時間に余裕を持ってお越しください。

届け出内容	届け出に共通して必要な物	左の物に追加に必要な物(お持ちの場合)	届け出時期
①転入届 ほかの市区町村から転入したとき	届出人の本人確認書類 1点で確認できるもの(顔写真付きの公的機関発行の証明書) ●マイナンバーカード ●運転免許証 ●パスポート ●在留カード など 2点で確認できるもの ●健康保険証 ●年金手帳 ●学生証 ●預金通帳 ●診察券 など	●転出証明書(前に住んでいた市区町村で発行したもの) ●国民健康保険証 ●マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード	引っ越してきた日から14日以内
②転出届 ほかの市区町村に転出するとき		●国民健康保険証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険証 ●子ども医療費受給者証 ●印鑑登録証 ※あらかじめ転出先の住所、世帯主、転出年月日を確認してからお越しください。	引っ越す予定日のおよそ14日前から
③転居届 市内で住所が変わったとき		●国民健康保険証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険証 ●子ども医療費受給者証 ●マイナンバーカードまたは顔写真付きの住民基本台帳カード	引っ越した日から14日以内
④各種変更届 世帯主や構成が変わったとき		●国民健康保険証 ●後期高齢者医療被保険者証	変更があった日から14日以内

※届け出は、必ず本人または同一世帯の人が行ってください(代理人のときは委任状が必要)。

住民異動に伴うその他の主な手続き

住所が変わると次の手続きも必要になる場合があります。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

- 児童手当
子ども課 ☎(88)8114
- 小・中・義務教育学校
学校教育課 ☎(88)9168
- 介護保険
長寿福祉課 ☎(88)8117
- 障がい者手帳、重度心身障がい者医療
社会福祉課 ☎(88)8112
- 健康診査、予防接種、妊婦健診
健康づくり課 ☎(88)8123
- 上下水道
水道お客様センター ☎(63)7111
- 農業集落排水
経営課 ☎(88)9158
- 市営住宅
建築住宅課 ☎(88)9152

2月6日(月)から引越しワンストップサービスを開始します

マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルを通じてオンラインで転出届の提出と転入(転居)予約ができます。また、転入先での必要な手続きや持ち物も確認できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

引越しワンストップサービス

☎市民課 ☎(88)9134



地球温暖化防止

カーボンニュートラルで

持続可能な未来に

地球温暖化を防ぐためには、原因となる温室効果ガスの排出を削減することが必要です。今月号では、地球温暖化防止に大切な「カーボンニュートラル」の考え方と、その実現のための市の取り組みや家庭でできる対策を紹介いたします。

温室効果ガスの2割が家庭から排出

私たちは暮らしの中で、石油、石炭、ガスといったエネルギーを使い、二酸化炭素を中心とする温室効果ガスを排出しています。

2019年度の国全体の排出量は約11億800万トですが、このうちの約2億3000万ト(約20%)が家庭からの排

出であると推計されています。

カーボンニュートラルに向けて

私たちの生活や生産活動の中で発生する温室効果ガスと、森林などが吸収する温室効果ガスの量をほぼ同じ量にすることを「カーボンニュートラル」と言います。

近年、社会全体でカーボンニュートラルに向けて取り組むことが求められています。そのため市では、全ての人が地球温暖化に対する危機意識を持ち、それぞれの役割に応じて温室効果ガスの排出削減に向けた対策と、気候変動への適応を計画的に推進するため「市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定したほか、次の取り組みを



森林保全で温暖化対策

環境課 ☎(88)9130

行っています。

- ▼公共施設への太陽光発電設備や省エネルギー設備の導入
- ▼家庭用の再生可能エネルギー等システムの設置補助
- ▼ESD(持続可能な開発のための教育)環境教育の実施
- ▼森林保全活動
- ▼ごみの減量化・資源化

家庭でできること

家庭からの温室効果ガスの

3月1日～7日は春季全国火災予防運動

点検しましょう！ 命を救う「住宅用火災警報器」

本市の住宅用火災警報器の設置率は、全国平均と比べて低くなっています。住宅用火災警報器は、火災をいち早く知らせ、建物火災での逃げ遅れを防ぎます。「いざ」というときに正常に作動するよう、定期的な点検を行い、設置から10年を目安に交換しましょう。須賀川消防署では「住宅用火災警報器相談窓口」を設置しています。お気軽にご相談ください。

点検方法

本体のボタンを押すか、付属の紐を引きます。正常なときは、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。反応しないときは、すぐに交換しましょう。



☎須賀川消防署 ☎(76)3197

NHK Eテレで亜欧堂田善が紹介されます

江戸時代の須賀川に生まれた洋風画家・亜欧堂田善の銅版画や洋風画が紹介されますので、ぜひご覧ください。※番組内容が変更になる場合があります。

番組名 「日曜美術館 江戸の洋風画家・亜欧堂田善」

放送日時 ●2月5日(日) 午前9時～9時45分

●2月12日(日) 午後8時～8時45分(再放送)

☎博物館 ☎(75)3239